

公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任選考に関する規則

平成元年 11 月 1 日
財世保規則第 4 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任のための選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号・22 年 9 号〕

(職務分類基準)

第 2 条 職員の職を職務の複雑性と責任の度合いに基づき分類した職務分類基準は、別表第 1 に定めるところによる。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

(昇 任)

第 3 条 昇任とは、職務分類基準に属する職に任用されている職員を当該基準中同一職種で、かつ、その職より上位の職務の級に属する職に任命することをいう。

追加〔平成 7 年規則 3 号〕

(昇任選考の基準)

第 4 条 昇任の方法は選考によるものとし、昇任の受験資格及び選考基準については、別表第 2 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

(職層への任用)

第 5 条 職員の職層への任用は、前条に規定する昇任選考の基準を満たすものの中から、選考及び書類審査により理事長が決定する。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

(実施細目)

第 6 条 この規則の実施のための手続き、その他必要な事項については、理事長が別に定める。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

付 則

この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 年 3 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 30 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 10 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日規則第 12 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係） 全部改正〔平成21年規則12号〕一部改正〔平成29年度規則4号〕

職務分類基準（1）

職務の級	職務
6級職	局長又はこれに相当する職の職務
5級職	課長又はこれに相当する職の職務
4級職	課長補佐又はこれに相当する職の職務
3級職	係長、副係長又はこれに相当する職の職務
2級職	主任又はこれに相当する職の職務
1級職	係員の職務

適用職種 給料表（1）、（4）、（5）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（2）

職務の級	職務
4級職	統括技能長の職務
3級職	技能長の職務
2級職	技能主任の職務
1級職	係員の職務

適用職種 給料表（2）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（3）

職務の級	職務
3級職	所長又はこれに相当する職の職務
2級職	課長又はこれに相当する職の職務
1級職	係長、主査又はこれに相当する職の職務

適用職種 給料表（3）を適用する職種に適用する。

別表第2（第4条関係） 一部改正〔平成2年規則1号・7年1号・7年3号・29年度4号〕
 全部改正〔平成21年規則12号〕

昇任選考の基準

ア

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
一般事務等	2級	主事 (主任)	大学卒・1級相当主事歴5年以上の者 短大卒・1級相当主事歴7年以上の者 高校卒・1級相当主事歴9年以上の者 (主任職昇任選考)
	3級	主事 (係長)	2級職歴5年以上で年齢58歳未満の者 (係長職昇任選考)
	4級	主事 (課長補佐)	3級職歴7年以上で年齢58歳未満の者 (課長補佐職昇任選考)
	5級	副参事 (課長)	4級職歴1年以上で年齢47歳以上56歳未満の者 (管理職選考)
	6級	参事 (局長)	5級職歴6年以上の者 (管理職選考)

イ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
技能・業務系	2級	主事	1級職歴16年以上の者
	3級	主事	2級職歴4年以上の者
	4級	主事	3級職歴3年以上の者

(備考) 3級の欄については、技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用し、
 4級の欄については、統括技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用する。

ウ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
医師	2級	副参事 (課長)	医歴9年以上の者
	3級	参事 (所長)	医歴17年以上の者で、2級の職に2年以上在職した者

エ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 診療放射線技師・臨床検査技師・栄養士	2 級	主事 (主任)	大学卒・1級相当主事歴5年以上の者 短大3卒・1級相当主事歴6年以上の者 短大2卒・1級相当主事歴7年以上の者 高校卒・1級相当主事歴9年以上の者 (主任職昇任選考)
	3 級	主事 (係長)	2級職歴5年以上で年齢58歳未満の者 (係長職昇任選考)
	4 級	主事 (課長補佐)	3級職歴7年以上で年齢58歳未満の者 (課長補佐職昇任選考)
	5 級	副参事 (課長)	4級職歴1年以上で年齢47歳以上56歳未満の者 (管理職選考)

オ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
保健師・看護師等	2 級	主事 (主任)	大学卒・1級相当主事歴5年以上の者 短大3卒・1級相当主事歴6年以上の者 短大2卒・1級相当主事歴7年以上の者 (主任職昇任選考)
	3 級	主事 (係長)	2級職歴5年以上で年齢58歳未満の者 (係長職昇任選考)
	4 級	主事 (課長補佐)	3級職歴7年以上で年齢58歳未満の者 (課長補佐職昇任選考)
	5 級	副参事 (課長)	4級職歴1年以上で年齢47歳以上56歳未満の者 (管理職選考)

備考 1 表に掲げる資格年数をその者の有する他の有用な経験年数をもって充てることができる場合の基準は、別に定める。